

29宗農第1237号
平成29年11月2日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(産業振興部農業振興課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成29年10月24日付29宗監第149号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（農業振興課）

定期監査実施日：平成28年10月21日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）宗像市有害鳥獣防除対策補助金に関する事蹟について 宗像市有害鳥獣防除対策実施要綱の規定に基づき、補助金を交付決定している。補助金の額は100円未満の端数を切り捨てることが要綱第12条で規定されているが、「有害鳥獣防除対策事業実施計画認定通知書」において、補助金額の100円未満の端数を切り捨てずに交付決定し、支払っているものが2件あるので、過払い分の返還を求めるとともに、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）歳出整理簿について ア 燃料代の支出において、事業費の区分を誤って支出しているものがあるので、適正に予算執行されたい。 イ 電気代の支出において、平成28年3月分の代金を銀行口座引落で支出した後、未執行額を当該予算へ戻入しているが、戻入額を誤っているため、差額を返還するとともに、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）宗像市有害鳥獣防除対策補助金に関する事蹟について ア 「平成27年度有害鳥獣防除対策事業実施計画書」の收受番号及び「平成27年度有害鳥獣防除対策事業実施計画認定通知書」の起案文書番号において、整合がとれないものが複数あるので、適正に事務処理されたい。 イ 「平成27年度有害鳥獣防除対策事業実施計画書」及び添付された事業計画書において、訂正印を遺漏しているものがあるので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p>	<p>（1）宗像市有害鳥獣防除対策補助金に関する事蹟について 定期監査での指摘後、申請者に過払い分の返還を求め、戻入しました。</p> <p>（2）歳出整理簿について ア 定期監査での指摘後、支出命令書作成の際には事業費の区分を確認するよう周知徹底しました。 イ 定期監査での指摘後、戻入する際には未執行額を確実に確認するよう周知徹底するとともに、差額を返還しました。</p> <p>（3）宗像市有害鳥獣防除対策補助金に関する事蹟について ア 定期監査での指摘後、起案及び決裁する際には收受文書と起案文書の番号に整合がとれているか、確認するよう周知徹底しました。 イ 定期監査での指摘後、書類受領時には訂正印の遺漏がないか、確認するよう周知徹底しました。</p>

ウ 「有害鳥獣防除対策事業費補助金交付決定通知書」において、補助金額の記載を遺漏しているものがあるので、適正に事務処理されたい。

エ 「有害鳥獣防除対策事業実施計画認定通知書」の添付資料において、補助金額の記載を遺漏しているものがあるので、適正に事務処理されたい。

(4) 宗像市農産物直販施設の指定管理に関する事蹟について
「宗像市農産物直販施設の休館日変更申請書」において、指定管理者が施設の休館日を変更するには、市長の承認を得なければならないところ、承認に関する回答文書が作成されていないので、適正に事務処理されたい。

(5) 鳥獣肉販売関係（獣肉解体加工販売事業補助金）に関する事蹟について
「平成 27 年度宗像市獣肉解体加工販売事業補助金変更交付決定通知書」の起案文書について、起案理由を記載していないものがあるので、適正に事務処理されたい。

(6) 正助ふるさと村の指定管理に関する事蹟について
ア 正助ふるさと村の管理運営に係る年度協定において、保証金を免除しているが、免除の理由を確認できないので、適正に事務処理されたい。
イ 月ごとの業務報告書において、指定管理者から提出された報告書を収受後、その報告書の原本に鉛筆でメモを書き込んでいるものがあるので、適正に事務処理されたい。

(7) 青年就農給付金に関する事蹟について
ア 就農状況報告書において、訂正印を遺漏しているものがあるので、書類受領時の確認を徹底されたい。

ウ 定期監査での指摘後、通知書に補助金額の記載漏れがないか、確認したうえで送付するよう周知徹底しました。

エ 定期監査での指摘後、添付書類に補助金額の記載漏れがないか、確認したうえで送付するよう周知徹底しました。

(4) 宗像市農産物直販施設の指定管理に関する事蹟について
定期監査での指摘後、変更の承認に関する回答文書は決裁を受けて作成し、送付するよう周知徹底しました。

(5) 鳥獣肉販売関係（獣肉解体加工販売事業補助金）に関する事蹟について
定期監査での指摘後、補助金を変更交付する際には起案文書に増減理由を明記するよう周知徹底しました。

(6) 正助ふるさと村の指定管理に関する事蹟について
ア 定期監査での指摘後、保証金の免除については年度協定書にその理由を記載するよう、改めました。

イ 定期監査での指摘後、公的な文書にはメモを書き込まず、別に記載するよう周知徹底しました。

(7) 青年就農給付金に関する事蹟について
ア 定期監査での指摘後、書類受領時には訂正印の遺漏がないかなど、内容を確認するよう周知徹底しました。

イ 新規申請者からの給付申請追加資料において、農地の所有権又は利用権を有していることを示す書類が提出されていないので、書類受領時の確認を徹底されたい。

イ 定期監査での指摘後、書類受領時には農地の所有権又は利用権を有していることを示す書類をはじめ、必要書類の添付漏れがないかなど、内容を確認するよう周知徹底しました。